記載要領

1・2　（略）

3　「申請区分」の欄は、次の分類に従い該当する区分に○を記入すること。

「新規」…現在、資格者証の交付を受けていない者が交付を申請する場合

「追加」…既に資格者証の交付を受けている者が資格者証に記載されている監理技術者資格と異なる監理技術者資格を有することにより、記載される資格又は対応する建設業の種類を変更するために新たな資格者証の交付を申請する場合

「更新」…既に資格者証の交付を受けている者がその有効期間の更新を申請する場合

「書換」…既に資格者証の交付を受けている者が資格者証に記載されている事項の変更を行うために新たな資格者証の交付を申請する場合

「再発行」…既に資格者証の交付を受けている者が「亡失」、「滅失」、「汚損」又は「破損」により新たな資格者証の交付を申請する場合

4～7　（略）

8　「住所」の欄は、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表㈢の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ―（ハイフン）を用いて、例えば霞ヶ関2―1―3□□□のように左詰めで記入すること。

「電話番号」のカラムには、例えば06―9421―1141□□のように左詰めで記入すること。

9～11　（略）

記載要領

1・2　（略）

3　「申請区分」の欄は、次の分類に従い該当する区分に○を記入すること。

「新規」…現在、資格者証の交付を受けていない者が交付を申請する場合

「追加」…既に資格者証の交付を受けている者が資格者証に記載されている監理技術者資格と異なる監理技術者資格を有することにより、記載される資格又は対応する建設業の種類を変更するために新たな資格者証の交付を申請する場合

「更新」…既に資格者証の交付を受けている者がその有効期間の更新を申請する場合

（新設）

（新設）

4～7　（略）

8　「住所」の欄は、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表㈢の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ―（ハイフン）を用いて、例えば霞ヶ関2―1―3□□□のように左詰めで記入すること。

「電話番号」のカラムには、市外局番、局番及び番号をそれぞれ―（ハイフン）で区切り、例えば06―9421―1141□□のように左詰めで記入すること。

9～11　（略）